

令和3年度12月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年12月27日 午前9時30分～10時50分
開催場所	所沢市役所 502会議室
議案	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構） 議案第6号 特定農地貸付け規程の変更の承認について 議案第7号 非農地証明願について

出席委員	1番 池田 正巳	2番 越阪部 勲	3番 越阪部 一
	4番 内野 喜昭	5番 糟谷 裕義	6番 増田 貴雄
	7番 池田 稔	8番 鈴木 浩之	9番 見澤 幸一
	10番 石井 一	11番 川口 浩	12番 栗原 茂
	13番 大館 浩一	14番 石井 進	15番 水村 英紀
	16番 本橋 与志喜	17番 新井 祥穂	

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号6番 増田貴雄委員、8番 鈴木浩之委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字武野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は991平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字南永井字北平の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて6,660平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。なお、受人及びその世帯員が川越市、狭山市、三芳町に農地を所有しており、各市町農業委員会に経営状況調査を照会したところ、いずれも適正に管理されているとの回答がありました。

申請番号3番、所在地は東狭山ヶ丘五丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,438平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。なお、受人の世帯員が狭山市に農地を所有しており、狭山市農業委員会に経営状況調査を照会したところ、適正に管理されているとの回答がありました。

以上の3件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び下富地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：続きまして北岩岡地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可とします。

申請番号2番について審議します。申請地及び受人の営農状況、南永井地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

議長：続きまして日比田地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長：申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可でよろしければ挙手願います。

- 委員：（全員挙手）
- 議長： 申請番号2番については、全会一致により許可とします。
申請番号3番について審議します。申請地及び東狭山ヶ丘地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。
- 議長： 続きまして受人の営農状況及び中新井地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。
- 議長： 続きまして中富地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。
- 議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可でよろしければ挙手願います。
- 委員：（全員挙手）
- 議長： 申請番号3番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

- 議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。
- 事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。
申請番号1番、所在地は大字坂之下字上の2筆です。地目は登記、現況いづれも畑です。面積は2筆合わせて370平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場及び資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、駐車場及び資材置場を設置するものです。なお、本件は前月の総会で保留になった案件で、前月、現地確認をしていただいた際に、既に一部砂利を敷いていると御指摘を受けました。そのため、申請人に原状回復の指導を行い、現地が是正されたため再度審議いただくものです。
以上の1件です
- 議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、原状回復されて適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。
- 議長： 意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろ

しければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は和ヶ原三丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は254.88平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上の1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目です。現況地目は畑で、面積は2,736平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間です。

以上の1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町二丁目と北野三丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,868平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年1月1日から令和5年3月31日までの1年3か月です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 申請地は、どのような方が耕作するのでしょうか。

事務局： いるま野地域明日の農業担い手育成塾の1年生で、すでに埼玉県農林公社を通して農地を約6,000平方メートルを借りて耕作しています。作物はブロッコリーやサニーレタスを栽培しており、主に地元のスーパーなどに出荷しているそうです。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

6 議案第6号 特定農地貸付け規程の変更の承認について

議長： 「議案第6号 特定農地貸付け規程の変更の承認について」事務局から説

明をお願いします。

事務局： 「議案第6号 特定農地貸付け規程の変更の承認について」御説明いたします。

平成4年11月20日付け所農委指令第1号により承認をしました特定農地貸付けについて、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき、所沢市特定農地貸付け規程の変更の承認の審議をいただきたく、議案として提出いたします。

申請番号1番、土地の所在地は北中三丁目です。現況地目は畑、面積は2,604平方メートルで、新規に開設するものです。

申請番号2番、土地の所在地は中富南三丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑、面積は2筆合わせて2,276平方メートルで、区画を変更するものです。

申請番号3番、土地の所在地は向陽町の3筆です。現況地目はいずれも畑、面積は3筆合わせて1,109平方メートルで、閉場するものです。

申請番号4番、土地の所在地は向陽町です。現況地目は畑、面積は406平方メートルで、区画を変更するものです。

以上の4件です。

議長： 事務局からの説明に対して、意見はありますか。

意見がないようですので、議案第6号について、承認でよろしければ挙手願います。

委員： （全員挙手）

議長： 議案第6号については、全会一致により承認とします。

7 議案第7号 非農地証明願について

議長： 「議案第7号 非農地証明願について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第7号 非農地証明願について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は糎谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,083平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。申請事由は申請地が非農地となっており、登記地目を現況地目にあわせるものです。

申請番号2番、所在地は糎谷の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,899平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。申請事由は申請地が非農地となっており、登記地目を現況地目にあわせるものです。

申請番号3番、所在地は堀之内の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて876平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。申請事由は申請地が非農地となっており、登記地目を現況地目にあわせるものです。

申請番号4番、所在地は堀之内です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は732平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。申請事

由は申請地が非農地となっており、登記地目を現況地目にあわせるものです。

申請番号5番、所在地は堀之内です。地目は登記、現況ともに田です。面積は257平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。申請事由は申請地が非農地となっており、登記地目を現況地目にあわせるものです。

申請番号6番、所在地は堀之内の2筆です。地目は1筆は登記、現況ともに畑で、もう1筆は登記、現況ともに田です。面積は2筆合わせて198平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。申請事由は申請地が非農地となっており、登記地目を現況地目にあわせるものです。

申請番号7番、所在地は堀之内です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,042平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。申請事由は申請地が非農地となっており、登記地目を現況地目にあわせるものです。

なお、現況地目は畑、若しくは田と御説明しましたが、これは資産税の課税上の現況地目であり、実際は写真のとおりすべての申請地が山林化している状態です。

以上の7件です。

議長： 申請番号1番と2番ですが、一体化していますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号1番、2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、傾斜地で近隣と一体で山林化しておりますが、接道があり車両の進入ができるため、今後、資材置場等に利用されるおそれがあると考えられます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1番、2番について、意見はありますか。

委員： 事務局としてはどの様に考えますか。

事務局： 非農地判断をするにあたり、接道については重要な判断基準になると考えます。申請番号1番及び2番については、舗装はされていませんが、認定幅員3.6メートルの公道に接しており、隣接地の畑は綺麗に管理されています。また、傾斜はありますが、重機等が入れないまでの土地ではないことから、原状回復が不可能とまでは考えられません。近隣にも資材置場があり、本申請地が非農地になった場合には資材置場に変更されるおそれがあり付近の農地に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

なお、今まで埼玉県判断としては、秩父等の山間地域の以外の非農地判断は認めていませんでしたが、今年度、国から「非農地判断の徹底について」の通知があったことなどから、柔軟な対応に変わってきました。今回の申請地を川越農林振興センター職員にもすべて現地確認をしていただいております。近隣と一体で山林化しているので、所沢市農業委員会で判断基準を定めて非農地化もやむを得ないのではないかとのことでした。

ほかに意見がないようですので、申請番号1番、2番について、証明しないことよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番、2番については、全会一致により証明しないこととします。

申請番号3番と4番ですが、一体化していますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： 申請番号3番、4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、傾斜地で近隣と一体で山林化しており、接道はありますが、急傾斜地で車両の進入ができないため、農地として管理するのは難しく、今後資材置場等に利用されるおそれはないと考えられます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号3番、4番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番、4番について、証明することによってよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番、4番については、全会一致により証明することとします。申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、傾斜地で近隣と一体で山林化しており、車両の進入ができないため、農地として管理するのは難しく、今後資材置場等に利用されるおそれはないと考えられます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号5番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号5番について、証明することによってよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号5番については、全会一致により証明することとします。

申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、傾斜地で近隣と一体で山林化しており、接道があり車両の進入ができないため、農地として管理するのは難しく、今後資材置場等に利用されるおそれはないと考えられます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号6番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号6番について、証明することによってよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号6番については、全会一致により証明することとします。

申請番号7番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、傾斜地で近隣と一体で山林化しており、接道があり車両の進入ができないため、農地として管理するのは難しく、今後資材置場等に利用されるおそれはないと考えられます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号7番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号7番について、証明することによってよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号7番については、全会一致により証明することとします。

8 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、16件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、12件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による買受適格証明願の取下願について」は、1件の取下願が提出されました。

「報告事項5 農地法第4条の規定による届出書の取消願について」は、1件の取消願が提出されました。

「報告事項6 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、2件の証明をしました。

「報告事項7 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、2件の証明をしました。

「報告事項8 農地法施行規則該当転用届について」は、2件の届出がありました。

以上です。

議 長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。